

1. 資金用途	・生活を救済し、再建するための負債整理資金
2. 貸出形式	・証書貸付
3. 貸出金額	・2,000万円以内（原則として1万円単位） ただし、資金用途に教育（奨学金を含む）・住宅資金のいずれかを含まない場合、1,000万円以内とします。
4. 貸出期間	・25年以内 ただし、資金用途に教育（奨学金を含む）・住宅資金のいずれかを含まない場合、10年以内とします。
5. 借入資格	・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した年収が150万円以上であること ③ 最終弁済年齢が満81歳未満であること ④ 保証機関の保証を受けられること
6. 貸出金利 (1) 利率	・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利）
(2) 利率の見直し	・年2回、6カ月に1度、労金無担保貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。
(3) 返済額の変更	・利率の変更の都度、返済額を見直します。 なお、見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は、原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。
7. 返済方式	・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還 元利均等償還とは、返済期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があります。
8. 保証	・（一社）日本労働者信用基金協会
9. 保証料等 (1) 保証料	・保証料は当金庫が負担いたします。
(2) 手数料	・不要
10. 担保	・不要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp

<p>12. 第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁 センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問 合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
--	---

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。